

特別市・大都市行財政制度特別委員会が 国へ要望を行いました

特別市・大都市行財政制度特別委員会の福地 茂 委員長ほか2名が、1月21日（水）に、佐藤 英道 衆議院総務委員長及び吉川 沙織 参議院総務委員長に対し、特別市の法制化に関する要望を行いました。佐藤衆議院総務委員長、吉川参議院総務委員長には、横浜市会としての特別市の法制化の要望をしっかりと受け止めていただきました。

1 要望内容

「特別市の法制化に関する要望書」※別添

2 出席者

特別市・大都市行財政制度特別委員会

委員長	福	地	茂
副委員長	安	西	英 俊
副委員長	森	ひろ	たか

3 要望活動の様子



〔 佐藤 衆議院総務委員長：右から2番目
福地 委員長：左から2番目 〕



〔 吉川 参議院総務委員長：右から2番目
福地 委員長：左から2番目 〕

※写真データをご希望の場合は、下記、政策経営局制度企画課までご連絡ください。

お問合せ先

(特別委員会に関すること)	横浜市議会事務局議事課長	金川 守	Tel 045-671-3005
(特別市に関すること)	横浜市政策経営局制度企画課長	松石 徹	Tel 045-671-4323



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



特別市の法制化に関する要望書

令和8年1月

横浜市会

横浜市会は、昭和22年5月の地方自治法施行に伴い、特別市制が法律に規定されたことを受け、特別市制促進実行委員会を設置して以来、80年近くに渡り、地方制度の調査とその改善促進に取り組むとともに、大都市横浜にふさわしい新たな大都市制度の早期実現と、その実態に対応する税財政制度の確立に向けて議論を積み重ねてきました。

平成23年12月には、第30次地方制度調査会において大都市制度のあり方について審議が進められていること等を踏まえ、国における制度改革を働きかけるために、特別市の創設を強く要望する「新たな大都市制度である「特別自治市」創設に関する決議」を議決し、議決機関の立場として横浜市会の意思を明確に示しました。

平成24年8月に「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が成立し、大都市制度の特例として道府県に特別区を設置することが可能になった一方で、特別市については法制化に至っておらず、横浜市をはじめとする大都市が地域の実情に応じた多様な大都市制度を選択できない不均衡な状況が今日まで継続しています。

この間も横浜市会は、令和3年6月に「特別自治市制度の早期実現を求める意見書」を議決し、衆参両議院議長や内閣総理大臣等に提出しているほか、令和4年2月には、改めて、国等における特別市の早期実現に向けた取組を加速させることを強く要望する「「特別自治市」の早期実現に関する決議」を議決しました。

また、神奈川県内三政令市（横浜市・川崎市・相模原市）の正副議長及び市長による懇談会を開催し、特別市の法制化の早期実現に向けた意見交換を重ね、令和7年8月には「次期地方制度調査会における「特別市」の法制化を含む大都市制度のあり方に関する議論を求める三市共同要請」を取りまとめ、国や政党に提出しました。

特別市は、市民サービスの向上はもとより、圏域の発展や日本の国際競争力強化によって、その効果を国内に広げ持続可能な地域社会の実現を図るものです。

大都市を取り巻く様々な課題解決を新たな飛躍のチャンスと捉え、日本全体の成長力を高め、経済を活性化していくために、大都市が持つ力を最大限発揮できる特別市の実現に取り組むべきであり、そのためには、国会における早期の立法措置が不可欠です。

ついては、特別市の法制化に関し、次の事項の実現を強く要望します。

令和8年1月13日

衆議院議長	額賀福志郎様
参議院議長	関口昌一様
衆議院総務委員長	佐藤英道様
参議院総務委員長	吉川沙織様
内閣総理大臣	高市早苗様
内閣官房長官	木原稔様
総務大臣	林芳正様
内閣府特命担当大臣（地方創生）	黄川田仁志様

横浜市会議長
渋谷 健

特別市の法制化に関する要望

1 特別市の法制化の早期実現

現行の指定都市制度は、暫定的な制度として創設されてから約70年が経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えている。

令和6年通常国会での地方自治法改正に当たっても、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に的確かつ迅速に対処するためには、その前提として、地方公共団体の規模・能力に応じ、適切に権限が配分されている必要があることに鑑み、都道府県から指定都市等への権限移譲を始め、更なる権限移譲を推進すること」が衆参両議院で附帯決議された。

377万市民を擁する大都市横浜が、今後も持続可能な行財政運営を行い、日本経済の成長を牽引していくためには、都道府県から指定都市等への権限移譲のみならず、大都市がその能力を十分発揮できる大都市制度の抜本的な改革が必要である。

指定都市が地域の実情に応じた大都市制度を選択できるようにするため、特別区設置以外の新たな選択肢として、特別市の法制化を早期に実現すること。

2 内閣総理大臣の諮問機関である地方制度調査会における大都市制度改革議論の推進

大都市制度改革について検討がなされた第30次地方制度調査会の答申において、「特別市（仮称）」は、「二重行政」が完全に解消され、今後の大都市地域における高齢化や社会資本の老朽化に備えた効率的・効果的な行政体制の整備に資する点で大きな意義を有する。また、大規模な都市が日本全体の経済発展を支えるため、一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まるという点にも意義がある」とされた。一方で、さらに検討すべき課題が存在するとし、引き続き検討を進めていく必要があるとされた。

横浜市は、令和4年12月に改訂公表した「横浜特別市大綱」の中で、第30次地方制度調査会答申で示された「さらに検討すべき課題」に対する考え方を提示しているが、地方制度調査会では大都市制度改革の実質的な議論が行われていない状況が続いている。

令和7年6月に総務省の「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」が取りまとめた報告書では、特別市について「様々な評価が見られることから、制度導入の目的や住民にとってのメリットなどの観点から、引き続き議論が必要」とされた。

また、超党派の国会議員で構成される「指定都市を応援する国会議員の会」が、「次期地方制度調査会に、特別市制度の法整備を含めた大都市制度のあり方の調査審議について諮問し、議論を進めること」を国会及び政府等に対して強力に要請することを決議し、令和7年9月に内閣総理大臣及び総務大臣に決議文が手交された。

こうした状況を鑑み、地方制度調査会において、特別市を含む大都市制度改革の議論を強力に進めること。